

川崎市訓令第 11 号

庁 中 一 般

各 か い

川崎市公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市公文書管理規程の一部を改正する訓令

川崎市公文書管理規程（昭和３６年川崎市訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第１３条第２号ただし書中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「は電子決裁システム（文書管理システム以外の電子情報処理組織であって、收受した公文書（以下「收受文書」という。）の登録及び電子決裁（電子的な方法により回議し、決裁を得ることをいう。以下同じ。）を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）又は一定の帳票を、」に、「、一定の」を「一定の」に改め、同条第５号中「は、」の次に「電子決裁システム又は」を加え、同号ウ中「あて」を「宛て」に改める。

第１３条の２第２項中「電磁的記録（」を「公文書（電磁的記録であって、」に改め、同項ただし書中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「は電子決裁システム又は一定の帳票を、」に、「、一定の」を「一定の」に改め、同条第３項中「電磁的記録を」を「公文書（電磁的記録であるものに限る。）を」に、「当該電磁的記録」を「当該公文書」に改める。

第１３条の３中「收受した公文書（以下「收受文書」という。）」を「收受文書」に改める。

第１７条第１項第１号中「（電子的な方法により回議し、決裁を得ることをいう。以下同じ。）」を削り、同条第２項中「電子決裁起案」を「前項の場合において、電子決裁起案」に改める。

第１７条の２の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（電子決裁システム等による起案）」を付し、同条中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「にあつては電子決裁システム又は一定の簿冊、帳票等により、」に改め、「、文書管理システムによる起案によらず、」を削る。

第１７条の３の見出しを削り、同条中「文書管理システムによる起案によら

ず、当該收受文書の余白に処理案を朱書して」を「次の各号に掲げる收受文書の種類の区分に応じ、当該各号に定める方法により」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 電磁的記録 電子決裁システムに当該收受文書及び処理案を登録する方法

(2) 紙 当該收受文書の余白に処理案を朱書する方法

第17条の4第1号中「等必要な事項を公文書の所定の欄（」を「その他の必要な事項（第17条の2及び」に、「にあつては、收受文書の余白）」を「（特定文書処理の場合を除く。）にあつては、起案年月日、保存期間その他の必要な事項）を公文書」に改め、同条第2号中「には」の次に「、第17条の2及び前条の規定による起案をする場合（特定文書処理の場合を除く。）を除き」を加え、「公文書の所定の欄（前条の規定による起案をする場合にあつては、收受文書の上部）に表示（第17条の2及び前条の規定による起案をする場合にあつては、朱書）をし」を「当該公文書に表示し」に改め、同条第4号中「（特定文書処理の場合を除く。）」を削り、「する場合」の次に「（特定文書処理の場合を除く。）」を加え、同条第7号を削り、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号中「場合」の次に「（第17条の2及び前条の規定による起案をする場合（特定文書処理の場合を除く。）を除く。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とし、同条第11号中「急を」を「第17条の2及び前条の規定による起案をする場合（特定文書処理の場合を除く。）を除き、急を」に改め、「（第17条及び前条の規定による起案をする場合にあつては、朱書）を」を削り、同号を同条第10号とし、同条第12号を同条第11号とし、同条第13号中「あてに」を「宛てに」に、「あて名」を「宛名」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号中「あて名」を「宛名」に改め、同号を同条第13号とし、同条第15号中「には、」の次

に「原則として」を加え、「当該公文書の末尾に「かっこ」で表示すること」を「表示するものとする」に改め、同号ただし書を削り、同号を同条第１４号とし、同条第１６号を同条第１５号とする。

第２０条第１項第１号中「文書管理システム」の次に「（第１７条の２又は第１７条の３の規定により電子決裁システムにより起案する場合にあっては、電子決裁システム。第５項において同じ。）」を加え、「第１７条の４第９号」を「第１７条の４第８号」に改め、同条第２項中「場合」の次に「（第１７条の２又は第１７条の３の規定による起案に係る場合を除く。）」を加える。

第２１条第１項中「回議を」を「回議（第１７条第１項の規定による起案に係るものに限る。第２４条において同じ。）を」に改める。

附 則

この訓令は、令和８年１０月１日から施行する。